

平成 30 年 12 月 29 日

一般社団法人 奈良県鍼灸師会  
会員各位

一般社団法人 奈良県鍼灸師会  
会 長 石田善紀  
保険部長 藤原琢也

## 受療委任取扱い記入上の注意について お知らせ

平素より、保険事業運営にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
会員の皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平成 31 年 1 月 1 日より、新たに鍼灸、あん摩マッサージ指圧の受療委任制度  
が開始されます。

また今回、日鍼会より受療委任取扱い記入上の注意について、厚生労働省より  
新たに Q&A が発出され受療委任取扱いに於ける注意点等が整理されたことをお  
知らせ致します。

つきましては下記の書類を添付致しますので、会員の皆様には今後とも療養  
費の適正化についてご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

### 〈 記 〉

- (1) 受療委任取扱い記入上の注意 (日鍼会)
- (2) はり・きゅう及びあん摩・マッサージの施術に関わる療養費の取  
扱いに関する疑義解釈資料 (厚労省保険局医療課)